

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 5 日

建設工事業者 各位

総務部財政課

沼田市発注建設工事に関する前払金の特例の恒久化について

国交省が前払金の使途拡大の特例措置を恒久化したことを踏まえ、本市における前払金の使途拡大の取り扱いについて、下記のとおり恒久化することとしましたので、お知らせします。

記

1 特例措置の内容

これまで前払金を充当できるとした経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充当できるものとします。

ただし、前払金額の 1 0 0 分の 2 5 を上限とします。

2 適用対象となる契約

平成 2 8 年 4 月 1 日以降新たに請負契約締結する建設工事に係わる前払金が対象です。

なお、建設工事請負契約が対象であり、委託業務等その他の契約は対象外です。前払金の使途や払出手続きについては、各保証事業会社にお問い合わせください。

3 問い合わせ先

沼田市総務部財政課契約係

TEL 0 2 7 8 - 2 3 - 2 1 1 1 （内線 4 0 5 2）